



Press Release

2009.3.18

独立行政法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
ミュージアム川崎セントラルタワー
<http://www.nedo.go.jp>
理事長 村田 成二

ウクライナと割当量購入契約を締結 —ウクライナ環境対策を進めるとともに日本の環境技術の移転を促進—

NEDO 技術開発機構は、昨年7月14日に日本国政府及びウクライナ国政府間で署名された覚書に基づき、ウクライナ環境投資庁との間で GIS (Green Investment Scheme) (注1) を活用した京都議定書の下での国際排出量取引に関する交渉を行ってきましたが、3月18日にウクライナ環境投資庁との間で AAU (割当量単位) (注2) 3,000 万トンの購入契約を締結しました。

両国政府間で署名した覚書及びガイドライン、並びに NEDO 技術開発機構とウクライナ環境投資庁との間で締結された本契約に基づき、NEDO 技術開発機構からの AAU 購入代金はウクライナにおける温室効果ガス排出削減プロジェクトなどの環境対策活動に使用されることが担保されています。

また、AAU 購入代金の一部により日本の環境技術移転を促進するための取組を進めます。
(注1) GIS とは、京都議定書第17条に基づく排出量取引のうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策を目的に使用するという条件の下で行う、国際的な排出量取引のことです。
(注2) AAU とは、京都議定書第3条に基づき、同議定書附属書B国に割り当てられる排出枠のことです。

<契約概要>

- (1) 契約相手先 ウクライナ環境投資庁 (National Environmental Investment Agency of Ukraine (NEIA))
- (2) 購入 AAU 量 3,000 万トン
- (3) ウクライナにおける環境対策活動

主に以下の種類に該当するプロジェクトをウクライナ環境投資庁が NEDO 技術開発機構の了解を得て選定し、環境・地域住民に配慮して実施。

- a) 省エネルギー
 - b) 低環境負荷のための燃料転換
 - c) 炭層メタンの利用
 - d) 再生可能エネルギー
 - e) CO₂ 以外の温室効果ガスの排出削減活動
 - f) 大気・水質・土壌などの汚染削減活動
- (4) 日本からの環境技術移転を促進するための取組
 - (5) ウクライナにおける環境対策活動のモニタリング・監査の手続

<お問い合わせ先>

(本プレス発表の内容についての問い合わせ先)

京都メカニズム事業推進部 福井、玉井、塩原、大石 TEL 044-520-5195

(その他 NEDO 事業についての一般的な問い合わせ先)

広報室 坂本、山本 TEL 044-520-5151